

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上郡町	奥地区	令和2年3月1日	—

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	30.44ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.53ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	3.44ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.45ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.99ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.32ha
(備考) 担い手不在の奥集落では、集落の役員や地権者が話し合いを重ね、集落内の守るべき農地の21haを農地バンクを通じ集落外の担い手3名に貸し付けを実施している。	

- 注1:③の「80才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

奥地区では、いきいき農地バンク方式を活用し、地域の農地を将来にわたり活用・保全できるよう、集落合意のもと、地域の活用すべき農地の全てを農地バンク(農地中間管理機構)が借受け、地域の担い手の状況やゾーニング意向に基づき農地の貸付けを行うもので、担い手と自給的農家、土地持ち非農家等がそれぞれの役割を担いながら、地域全体で農地の有効活用を図っている。しかし、対象地域ではない農地の維持管理が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・今後の地域農業の中心となる経営体として、認定農業者である3名が地区内の約60%の農地保全を担っている。いきいき農地バンク方式により農地を借り受けている●●氏、●●氏、●●氏を中心経営体に位置づけ、地域内の農地の維持管理を図る。
- ・中心となる認定農業者については、土地利用型を経営の中心として、露地及び施設野菜の栽培を合わせて行い、地域内の農地の集積と集約を協力して進め、地域内の農地の立地に応じた効率的な農業軽々に努める。
- ・地域内の農業者は水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を中心経営体と共同で行う。
- ・農地集積については、農地中間管理事業を活用する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和元年度)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、麦、大豆	16.29 ha	水稲、麦、大豆	18.83 ha	
認農		水稲、大豆、野菜	1.15 ha	水稲、大豆、野菜	1.47 ha	
認農		野菜(施設・露地)	1.02 ha	野菜(施設・露地)	1.02 ha	
計	3人		18.46 ha		21.32 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 現在、地域内農地の約60%を集約化している。 貸付希望の農地1.35ha及び今後、残りの自己管理されている農地についても、中心経営体に集積を進めていく。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 山際には集落囲みの防護柵を設置している。必要に応じ、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置する。 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制等の構築等に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1	奥 尾鼻 79	1,711		
2	奥 大向甲 127	659		
3	奥 中ノ手 737	2,694		
4	奥 薬師 809	2,028		
5	奥 薬師 813	2,569		
6	奥 稗田 861	2,848		
7	奥 稗田甲 944	540		
8	奥 稗田甲 945	210		
9	奥 稗田甲 949	240		
	計	13,499		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。